

勘定奉行21シリーズ

平成23年度消費税法改正

『事業者免税点制度の適用要件の見直し』

(平成25年1月1日以降の事業年度から適用)

対応マニュアル

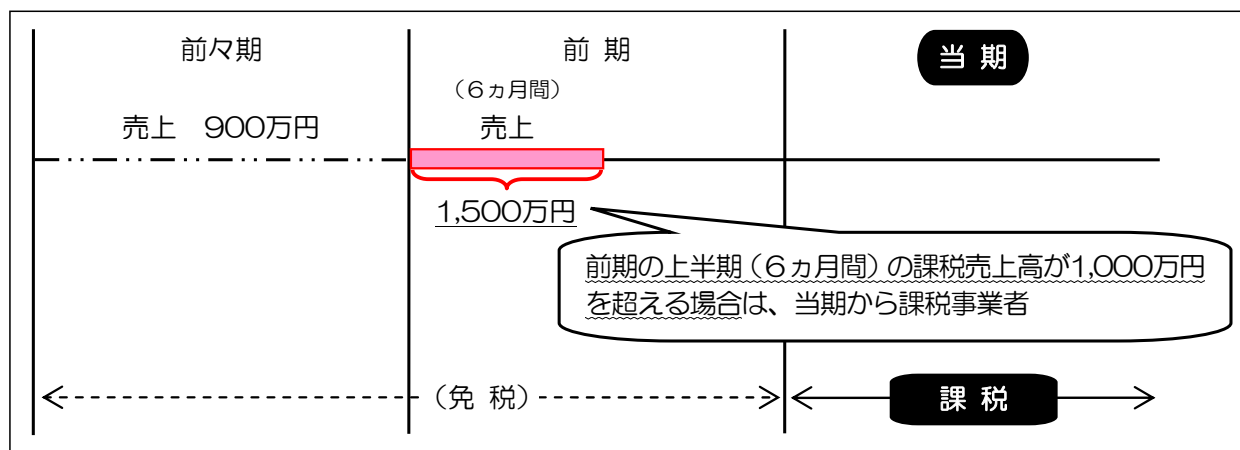
1章 『事業者免税点制度の 適用要件の見直し』の改正内容	1 ページ
2章 『勘定奉行の運用が変わるか』の確認	2 ページ
3章 はじめて課税事業者になる方へ 1 事業年度の業務の流れ	3 ページ
4章 課税事業者の業務を 『勘定奉行』で操作するには	4 ページ

1 章『事業者免税点制度の適用要件の見直し』の改正内容

前々期の課税売上高が1,000万円以下であっても、前期の事業年度開始の日から6ヵ月間の課税売上高（※2）が1,000万円を超えた場合は、当期から、課税事業者となります。

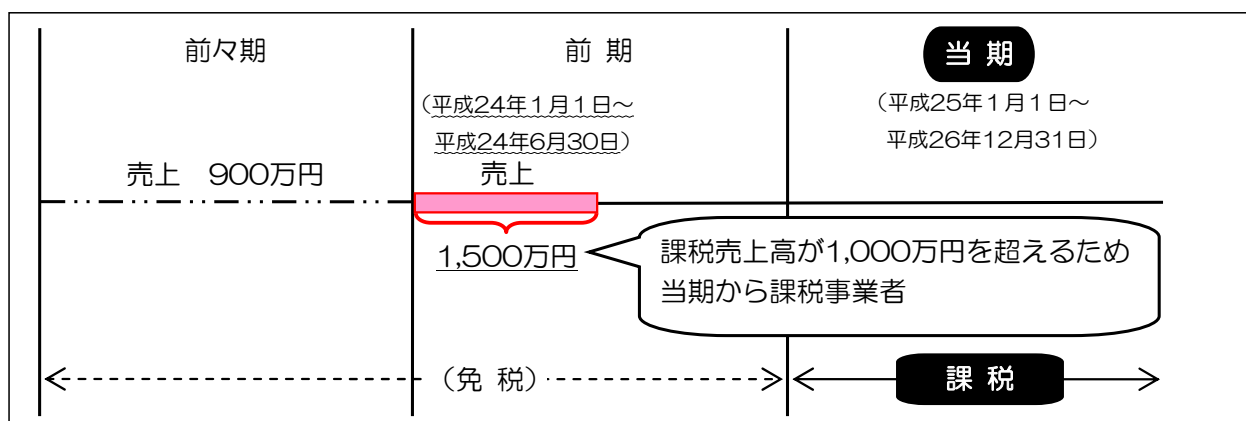
※ 適用時期：平成25年1月1日以降に開始する事業年度から適用

※2 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

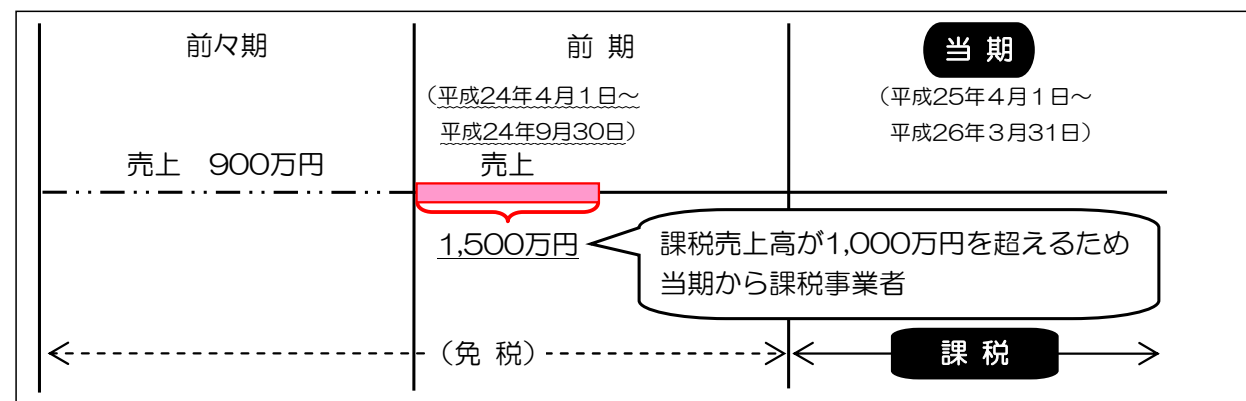


以下、具体的な会計期首を例に説明します。

<会計期首が平成25年1月1日の場合の例>



<会計期首が平成25年4月1日の場合の例>

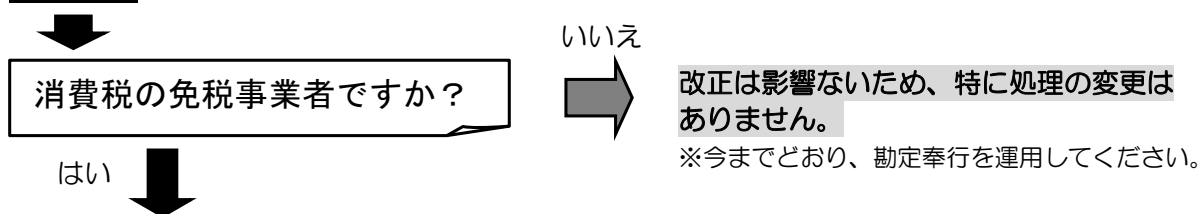


2 章『勘定奉行の運用が変わるか』の確認

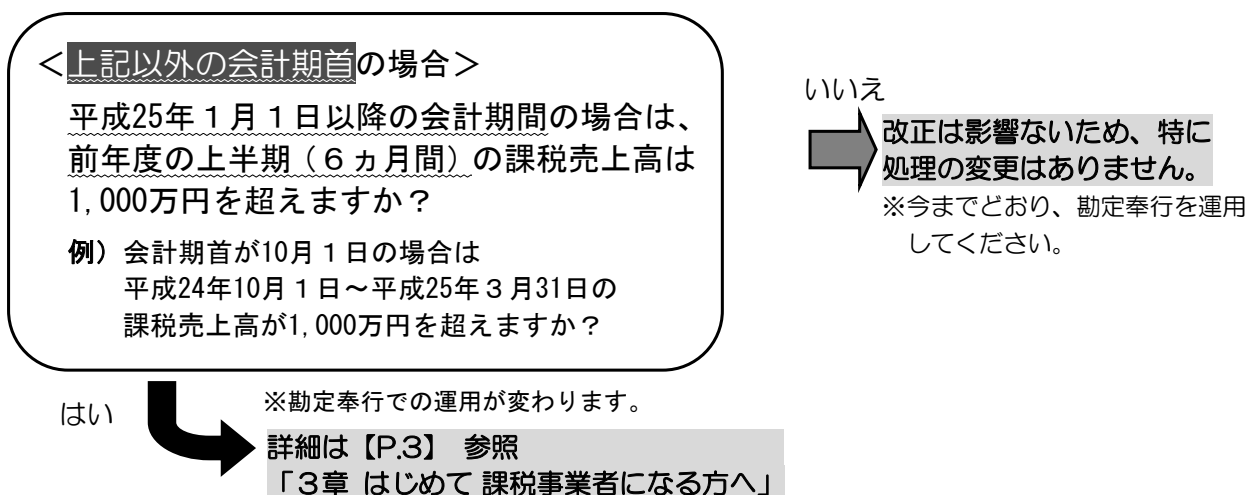
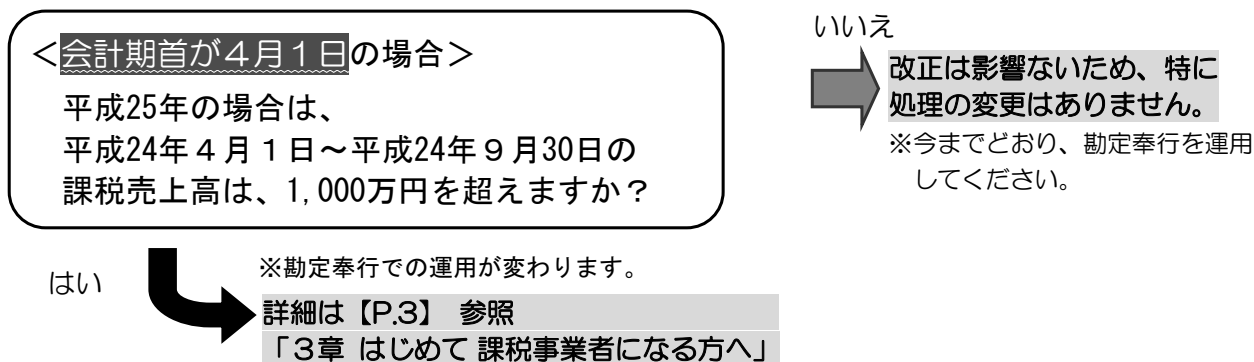
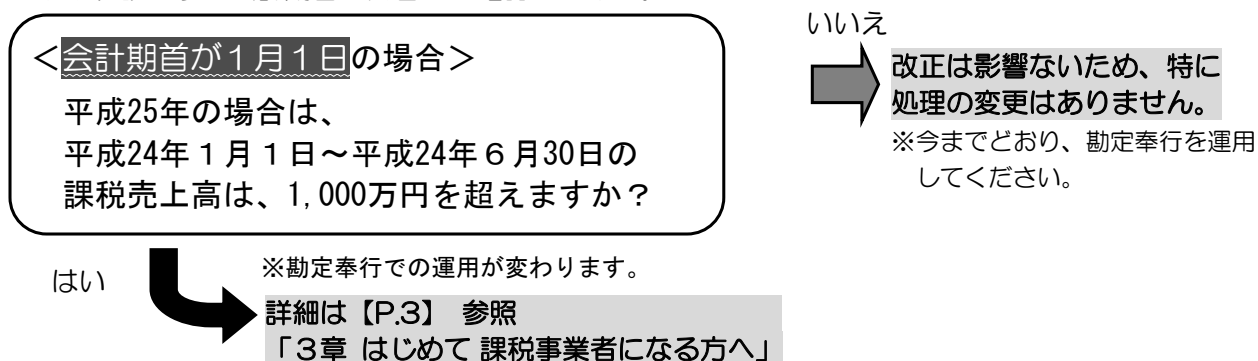
消費税の免税事業者は、平成25年1月1日以降の会計期間から、課税事業者に切り替わる場合があります。

以下のフローチャート図で、次の会計期間から課税事業者に切り替わるかをご確認ください。

スタート



以下、該当する会計期首の内容をご確認ください。



3章 はじめて課税事業者になる方へ 1 事業年度の業務の流れ

このページでは、勘定奉行で操作する前に、課税事業者になることで、新たに必要な業務の概要を説明します。

【事前準備】

課税事業者になる際に必要な届出書を提出する

「消費税課税事業者届出書」を提出します。
また、簡易課税と一般課税のどちらを採用するかを決定します。簡易課税を採用する場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」も提出します。

※簡易課税と一般課税のどちらを採用するかは、リンク先をクリックして「[消費税のあらまし](#)」の該当項目をご参照ください。または、最寄りの税務署・税理士にご相談ください。

リンク先：「第8 控除税額等の計算は？」

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/pdf/009.pdf>)

ページ：P. 26 「1. 仕入控除税額の計算方法の選択」

※「消費税課税事業者届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」は、リンク先から印刷・ダウンロードするか、最寄りの税務署で入手し、作成後に提出してください。

リンク先：(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/mokuji.htm>)

リンク先アドレスは、変更される場合があります。

【日常（仕訳伝票入力時）】

仕訳伝票入力時に、今回から行うこと

- 仕訳伝票入力時に、消費税のかかる取引と、かからない取引を区別します。
- 消費税のかかる取引の場合、今まで入力していた税込金額とは別に、消費税金額も入力します。

【消費税申告書の作成】

1. 勘定科目ごとの消費税金額を確認する

消費税申告書の作成前に、科目別金額のうち、消費税のかかる取引やかからない取引の区分けが妥当であるか確認します。また、その消費税金額が妥当であるかも確認します。

2. 消費税申告書を作成する

4 章 課税事業者の業務を勘定奉行で操作するには

このページでは、課税事業者になることで、新たに必要となる勘定奉行での操作を説明します。

【事前準備】

1. 消費税申告について設定する

消費税申告書を作成するために、必要な設定をします。

[導入処理]-[消費税基本登録]メニューで設定します。

計算方法	「簡易課税」「原則課税（一般課税）」 決定した計算方法を設定します。
控除方法	「個別対応方式」「一括比例配分方式」 「原則課税（一般課税）」の場合に、控除方法を設定します。
※「計算方法」「控除方法」が決定していない場合は、リンク先をクリックして「消費税のあらまし」の該当項目をご参照ください。または、最寄りの税務署・税理士にご相談ください。 リンク先：「第8 控除税額等の計算は？」 http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/pdf/009.pdf ページ：「計算方法」… P. 26 「1. 仕入控除税額の計算方法の選択」 「控除方法」… P. 27 「2-（1）一般課税の場合の計算方法」	
主たる業種	「卸売業」「小売業」「製造業等」「その他」「サービス業等」 「簡易課税」の場合に、営んでいる業種を設定します。
※どの業種か不明な場合は、リンク先をクリックして「消費税のあらまし」の該当項目をご参照ください。または、最寄りの税務署・税理士にご相談ください。 リンク先：「第8 控除税額等の計算は？」 http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/pdf/009.pdf ページ：P. 35 「3. 簡易課税制度による計算方法」	
税処理一括変更	今までどおり、「税込金額から計算」を選択します。 異なる場合には変更します。
端数処理一括変更	「切り上げ」「四捨五入」「切り捨て」 売り上げる際の消費税金額の端数計算を参考に選択します。

2. 消費税のかかる勘定科目と、かからない勘定科目を区別する

消費税のかかる仕訳伝票を効率よく入力するために、必要な設定を確認します。

[導入処理]-[科目体系登録]-[総勘定科目登録]-[属性登録]メニューで、確認します。



あらかじめ、勘定奉行で初期設定済みのため、通常は設定する必要はありません。

※以前、一律に税区分を「対象外又は非課税仕入」に変更している場合は、適切な税区分に設定してください。

借方税区分
貸方 //

※通常は、勘定奉行で初期設定済みです。

なお、以前「対象外又は非課税仕入」など消費税のかからない税区分に変更した場合は、適切な税区分に修正します。

税処理

※前ページの手順で設定した、[消費税基本登録]メニューの「税処理一括変更」が設定されています。

なお、今後仕訳伝票を入力していく中で、特定の勘定科目の税処理を変えたい場合に、設定を変更します。

事業区分

※「簡易課税」の場合

※前ページの手順で設定した、[消費税基本登録]メニューの「主たる業務」が設定されています。

なお、2業種以上営んでいる場合、かつ、今後仕訳伝票を入力していく中で、特定の勘定科目の事業区分を変えたい場合に、設定を変更します。

端数処理

※前ページの手順で設定した、[消費税基本登録]メニューの「端数処理一括変更」が設定されています。

なお、今後仕訳伝票を入力していく中で、特定の勘定科目の端数処理を変えたい場合に、設定を変更します。



設定を変更する場合は、最後の項目まで[Enter]キーを押し、「登録します。よろしいですか?」と表示されたら[OK]ボタンを押すことで、確定されます。

【日常（仕訳伝票入力時）】

消費税のかかる仕訳伝票の入力の仕方

【仕訳処理】メニューで、消費税のかかる仕訳伝票を入力する場合は、今後、以下のポイントも確認します。

A：税区分と事業区分(※)が、取引内容と一致しているか？

⇒ 一致していない場合は、適切な税区分と事業区分に修正します。 P.6

※事業区分は、簡易課税を使用している場合に確認します。

B：自動計算された消費税金額は、原始証票の消費税金額と一致しているか？

⇒ 一致していない場合は、直接、消費税金額を修正します。 P.8

The screenshot shows the '仕訳処理' (Journal Entry Processing) window. The transaction is dated 25年3月30日 (March 30, 2025) with document number 73. It shows a debit entry for '普通預金' (General Account) and a credit entry for '売上高' (Sales Revenue). Callout A points to the '税区分' (Tax District) and '事業区分' (Business District) fields. Callout B points to the '消費税' (Consumption Tax) amount field.

行付	部門	補助	科目名	金額	部門	補助	科目名	金額	摘要	
1	東京	111	普通預金	10,500	東京	500	売上高	10,500		
			新宿銀行				広瀬商店	500		
2										
3										
4										
借方部門				東京	貸方部門				東京	
借方合計				10,500	貸方合計				10,500	
借方差額					貸方差額				0	

Aの手順：初期表示された税区分を取引にあわせた区分に変更する

以下、慶弔費（不課税取引）の仕訳伝票を例に説明します。

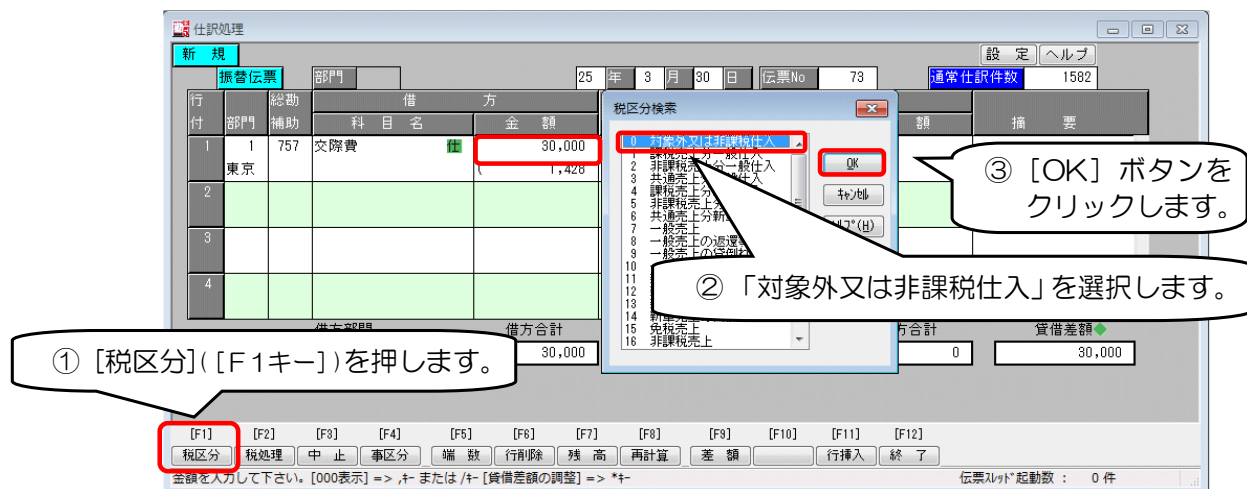
慶弔費を交際費科目で計上すると、交際費に設定された税区分（課税取引）が初期表示されます。

不課税取引のため、税区分を不課税取引用に変更します。

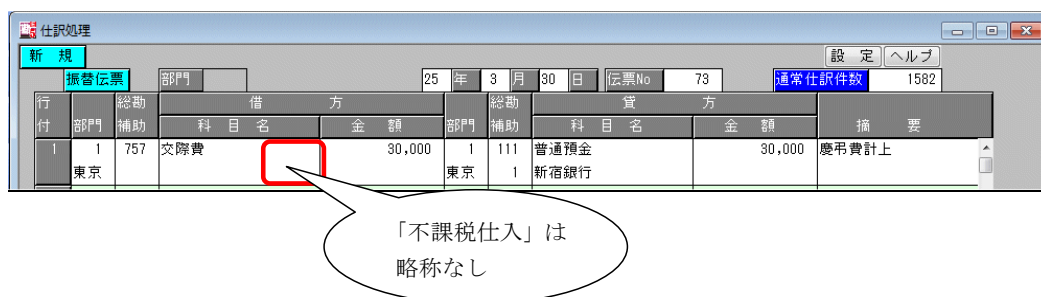
The screenshot shows the '仕訳処理' (Journal Entry Processing) window. The transaction is dated 25年3月30日 (March 30, 2025) with document number 79. It shows a debit entry for '交際費' (Entertainment Expenses) and a credit entry for '普通預金' (General Account). A callout indicates that the tax district should be changed from '課税取引' (Taxable Transaction) to '不課税取引' (Non-taxable Transaction).

行付	部門	補助	科目名	金額	部門	補助	科目名	金額	摘要	
1	東京	757	交際費	30,000	東京	111	普通預金	30,000	慶弔費計上	
				1,428			新宿銀行			
2										
3										
4										
借方部門				東京	貸方部門				東京	
借方合計				30,000	貸方合計				30,000	
借方差額					貸方差額				0	

- (1) 勘定科目の交際費を指定すると、課税取引の税区分が初期表示されます。
 カーソルが金額欄にある状態で、[税区分] ([F1] キー) を押して、[税区分検索] 画面を表示します。
 「対象外又は非課税仕入」を選択し、[OK]ボタンをクリックします。



- (2) その後は、今までどおり取引を入力して、仕訳伝票を登録します。



Bの手順：自動計算された消費税金額を直接修正する

以下、自動計算された消費税金額が、原始証票の消費税金額と異なる場合（※）を例に説明します。

取引金額を入力すると、勘定科目の設定をもとに消費税金額が自動計算されるため、その消費税金額を、直接手入力で修正します。

※複数の原始証票を1つの仕訳伝票にまとめて入力すると、端数分、消費税金額が異なる場合があります。

- (1) 取引金額を入力すると、消費税金額が自動計算されます。
消費税金額欄を直接マウスでクリックして、消費税金額を修正します。

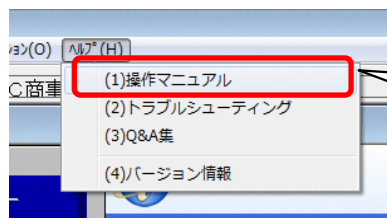
- (2) その後は、今までどおり取引を入力して、仕訳伝票を登録します。

【消費税申告書の作成】

消費税申告書の作成前に、

1. 科目別の金額のうち、消費税のかかる取引や消費税のかからない取引の区分け、消費税金額が妥当であるかを確認します。
2. その後、消費税申告書を作成します。

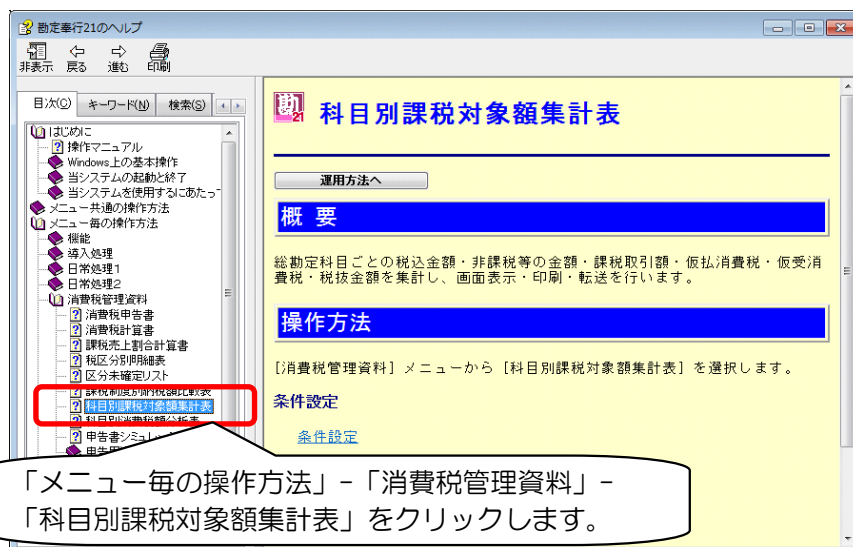
確認する手順と、消費税申告書の作成手順はヘルプにありますので、以下の手順にて、ヘルプを参照してください。



ヘルプは、メニュー画面上の「ヘルプ」をクリックし、「操作マニュアル」から起動できます。

1. 勘定科目ごとの消費税金額を確認する

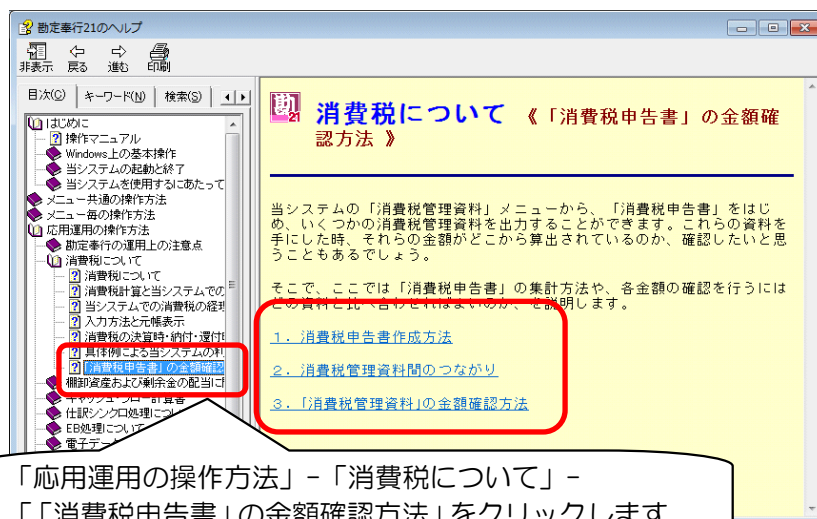
勘定科目ごとの消費税金額を確認することができる「科目別課税対象額集計表」のヘルプを確認します。



「メニュー毎の操作方法」-「消費税管理資料」-「科目別課税対象額集計表」をクリックします。

2. 消費税申告書を作成する

消費税申告書の作成方法のヘルプを確認します。



「応用運用の操作方法」-「消費税について」-「消費税申告書」の金額確認方法をクリックします。